監査報告書

令和　６年　５月２４日

社会福祉法人きたはりま福祉会

監事　遠藤隆義　印

監事　池田博文　印

私たち監事は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの令和５年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その結果について、次のとおり報告いたします。

記

１	実施日	令和６年５月２４日（金）　午前９時３０分～午後４時３０分
２	実施場所	特別養護老人ホームしあわせ荘　介護教育室
３	監査内容	理事の職務の執行、法人の業務及び財産の状況 計算書類及び事業報告などの確認調査
４	調査書類	令和５年度の事業報告書及び決算関係書類
５	監査意見	別　紙

監査意見書

1　調査方法

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査した。

2　監査結果

(1)　当法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はない。

(2)　理事会及び評議員会は、定款、諸規程に基づき開催されており、議決内容も適正に処理されている。議事録や資料も適正に保管されている。

(3)　法人及び各事業所（多可、神戸、姫路、三木）の令和５年度決算は、定款及び社会福祉法人会計基準に基づき適正に処理されている。

(4)　職員配置に余裕がない事業所があり課題となっているため、外国人人材を含め法人全体で職員の確保に努めること。

(5)　令和５年度は全事業所において誤薬事故が目立っているため、利用者様が薬を飲み込むまで見守る等の対応を行い、事故減少に努めること。

(6)　正職員の採用や主任以上の昇格などの人事については、理事長決裁にすること。

(7)　新型コロナウイルスが５類移行後、従前の利用者の確保によく努められており、今後も是非続けていただきたい。

監　査　報　告　書

令和　６年　５月２４日

社会福祉法人きたはりま福祉会
　理事長　大　西　康　徳　様

監　事　遠藤隆義　印

監　事　池田博文　印

私たち監事は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの令和５年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）第２条の 33 各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について検討いたしました。

２　監査の結果

（１）　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②　理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）　計算書類及び財産書類の監査結果

会計監査人米田光一朗氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。